

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

開議（午前 10 時 01 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 10 番 浦崎みゆき議員、11 番 宮城清政議員を指名します。

これから、議案の上程に入ります。

日程第 2．議案第 19 号 令和 2 年度南風原町一般会計予算

○議長 知念富信君 日程第 2．議案第 19 号 令和 2 年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。議案第 19 号 令和 2 年度南風原町一般会計予算 令和 2 年度南風原町の一般会計予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 137 億 600 万円と定める。2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。（債務負担行為）第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。（地方債）第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。（一時借入金）第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40 億円と定める。（歳出予算の流用）第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1 号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用。

その内容については各担当から説明をさせていただきますが、その説明に先立って、令和 2 年度一般会計財政総括概要について申し上げます。1 ページをお開きください。はじめに

本町の令和2年度予算編成は、「第五次南風原町総合計画」に掲げた「ともにつくる黄金南風原の平和郷」の実現を目指し「まちづくりの目標」と「達成するための柱」に掲げた各施策を推進することを基本方針に行いました。本町財政の見通しは、令和元年度予算に続き年々増大している児童福祉費を初め、高齢者及び障がい者福祉等の社会保障費の増加や、後年度において一般財源のさらなる負担の増加が見込まれます。このような中、国民健康保険特別会計の赤字解消による財政調整基金残高の減少により、依然厳しい財政状況であることから、令和2年度予算は、計画の初年度となる第三次財政健全化計画に基づき、歳出全般にわたり「選択と集中」による事業の抜本的な見直しを図り予算編成を行いました。このような状況のもとで編成された令和2年度一般会計予算の規模は137億600万円で、対前年度比5億7,563万7,000円（4.4%）の増となります。

新規の普通建設事業は、宮平地内にある琉球王朝時代の番所跡に植樹されているフクギ並木の整備を行う「フクギ並木擁壁整備事業」を計上しています。継続事業としては「町道73号線道路改良事業」、「黄金森公園整備事業」、「津嘉山公園整備事業」、「津嘉山中央線街路事業」等を計上しています。

主要なソフト事業については、会計年度任用職員制度開始に伴う人件費、5年ごとに実施される「国勢調査事業」、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行うための「高齢者医療対策費」、次期計画を策定するための「障がい福祉計画策定事業」、「高齢者福祉計画策定事業」、農業所得の向上を図り担い手の育成・確保を目的に野菜栽培施設の導入支援を行う「沖縄県特定地域経営対策事業」南風原南インターチェンジ周辺の土地利用実現等を図るための「都市計画振興事業」、その他「県議会議員選挙事業」等の新規事業を計上しています。継続事業では「こども医療費助成事業」、「児童手当事業」、「介護給付・訓練等給付事業」、「予防接種事業」、「預かり保育事業」、「子供の貧困緊急対策事業」、認可保育園事業・補助を初め延長保育促進事業など、認可、小規模及び認可外保育園や学童クラブに対する各種事業等を計上しています。

沖縄振興特別推進交付金事業については「特別支援教育支援員（ヘルパー）配置事業」、「学習支援員等配置事業」、「教育相談支援事業」、「黄金森公園スポーツ施設活性化事業」、「ごみ減量促進事業」、「放課後児童の居場所づくり支援事業」、「陸軍病院壕公開活用事業」など、事業総額3億2,121万2,000円を計上しております。なお、主要事業については、別表1に掲げるとおりであります。

2. 歳入について 歳入の性質別内訳は、別表2のとおりとなっています。歳入の自主財源は、対前年度比で5,723万8,000円（1.1%）の増となります。項目別では、町税が1億484万7,000円（2.5%）の増で、税目別で個人及び法人の町民税が7,018万9,000円、固定資産税4,993万1,000円、軽自動車税858万9,000円の増となります。分担金及び負担金1億9,587万6,000円（48.1%）の減は、保育料及び主食費の減が主な要因となっています。使用料及び手数料5,396万9,000円（46.3%）の減は、幼稚園保育料及び預かり保育料等の減が主な要因となっています。寄附金1億4,850万1,000円（288.4%）の増は、ふる

さと寄附金の増によるものです。繰入金 3,715 万 7,000 円 (35.4%) の減は、ふるさと応援基金繰入金の減等によるものです。諸収入 8,738 万 8,000 円 (19.2%) の増は、学校給食収入 4,734 万 4,000 円、文化財発掘調査事業収入 2,519 万円、後期・介護一体的実施に係る委託料 976 万 7,000 円の増等によるものです。一方、依存財源では、対前年度比 5 億 1,839 万 9,000 円 (6.6%) の増となります。項目別では、地方消費税交付金は 7,108 万 6,000 円 (10.5%) の増、地方交付税 3,444 万 1,000 円 (1.7%) の増を見込んでいます。国庫支出金は、主に民生費国庫補助金で、幼児教育・保育無償化に伴う子どものための教育・保育給付交付金 2 億 4,414 万 3,000 円、介護・訓練等給付費負担金 2,350 万 7,000 円の増等により、全体で 2 億 529 万 4,000 円 (7.5%) の増となります。県支出金は、土木費県補助金の沖縄振興公共投資交付金 2 億 1,841 万 4,000 円の減等はあるものの、民生費県負担金の幼児教育・保育無償化に伴う子どものための教育・保育給付交付金等で 1 億 3,766 万円、総務費県補助金の沖縄振興特別推進交付金で 5,636 万 7,000 円、農林水産業費県補助金の高生産性農業用機械施設導入費補助金等で 1 億 833 万 1,000 円の増により、県支出金全体として 2 億 3,162 万 7,000 円 (12.7%) の増となります。町債は、沖縄振興公共投資交付金の減に伴う土木債 3,900 万円の減、総務債の臨時財政対策債 390 万円の減等により、町債全体では 4,380 万円 (11.5%) の減となります。

3. 歳出について 歳出項目における性質別経費は、別表 3 のとおりとなります。義務的経費では対前年度比で 6 億 8,317 万 6,000 円 (9.1%) の増となります。項目別では、人件費において、会計年度任用職員制度の導入や国勢調査業務等の増により 3 億 807 万 2,000 円 (17.7%) の増となります。扶助費については、法人保育園運営費負担金 1 億 4,714 万 4,000 円、障害児通所給付費 6,991 万 6,000 円、子育てのための施設等利用給付費 6,583 万 7,000 円、小規模保育運営費 3,951 万 5,000 円の増等により 3 億 1,452 万 3,000 円 (6.7%) の増となります。公債費については、平成 28 年度に借り入れた臨時財政対策債及び黄金森公園整備事業等の元利償還開始等により 6,058 万 1,000 円 (5.7%) の増となります。経常的経費では、対前年度比で 3 億 9,080 万 7,000 円 (12%) の増となります。項目別では、物件費において、会計年度任用職員制度導入に伴う賃金の組み替えによる 2 億 5,968 万円の皆減はあるものの、ふるさと納税業務委託料 7,531 万 7,000 円、文化財発掘調査報告書作成支援委託料 2,519 万円、南風原南インターチェンジ周辺土地利用計画策定業務委託料 1,342 万円の増等により 817 万 2,000 円 (0.4%) の増となります。補助費等では、下水道事業会計負担金等 1 億 9,986 万円、高生産性農業用機械施設導入費補助金 1 億 1,108 万 9,000 円、東部消防組合負担金 3,735 万 9,000 円、介護保険広域連合負担金 3,289 万 5,000 円、学童クラブ補助金 2,462 万 2,000 円の増等により 3 億 8,105 万円 (27.4%) の増となります。投資的経費では、対前年度比 3 億 9,753 万 6,000 円 (46.1%) の減となります。主な要因は、保育所等整備交付金事業補助金 2 億 492 万 6,000 円、町道 10 号線道路改良事業 1 億 2,103 万 8,000 円、津嘉山中央街路事業 7,579 万 9,000 円の減等によるものです。その他の経費については、積立金において保留地処分金による土地区画整理事業基金積立金

7,399 万 9,000 円、ふるさと寄附金によるふるさと応援基金積立金 2,850 万 1,000 円等の増により 3,626 万 1,000 円（45％）の増となります。繰出金においては、下水道事業特別会計繰出金及び農業集落排水事業特別会計繰出金の皆減等により 1 億 3,707 万 1,000 円（9.7％）の減となり、その他の経費全体で対前年度比 1 億 81 万円（6.5％）の減となります。以上、一般会計予算の財政総括概要の説明といたします。

主要事業については、6 ページの別表 1 に掲げてあるとおり、令和 2 年度主要事業目的別の議会費から教育費まで記載してあります。10 ページは別表 2 で、歳入の性質別財源の状況であります。自主財源、依存財源別で、性質別項目ごとに令和元年度との比較増減額を示してあります。11 ページの別表 3 は、歳出の性質別経費の状況であります。お目通しをお願いいたします。引き続いての歳入歳出予算については、各担当のほうから説明をさせていただきます。以上です。

○議長 知念富信君 これから、各部長から補足説明をしていただきますが、お手元に配付されております概要説明書を用いて、各所管に係る説明をお願いいたします。それでは説明を求めます。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは令和 2 年南風原町一般会計予算概要を説明いたします。はじめに、議案第 19 号です。令和 2 年度は、第五次総合計画の各項目で掲げた核施設の推進を基本に予算配分を行い、子ども・子育て支援を初めとする各福祉施策、教育の充実、産業振興等、喫緊の課題解決への事業を実施し、限られた財源の中での事業の「選択と集中」による予算編成を行いました。2 ページから 6 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算について、令和 2 年度の予算総額は 137 億 600 万円で、前年度に比べ 5 億 7,563 万 7,000 円（4.4％）の増となります。内容については、13 ページ以降の事項別明細書で説明いたします。

7 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為は、2 件で限度額総額 365 万 2,000 円となります。町県民税納税通知作成及び封入封緘業務委託料、軽自動車税納税通知業務委託料は契約から納品までの期間が短く、前年度から作成作業を行うためです。

8 ページをお願いいたします。第 3 表地方債は、総務債、土木債、教育債の合計で限度額が 3 億 3,550 万円となります。起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおり例年同様であります。内容については 13 ページ以降の事項別明細書で説明いたします。

それでは、総務部に係る予算概要を説明いたします。歳入について 13 ページより説明いたします。まず、13 ページから 16 ページをお願いいたします。13 ページの 1 款 1 項 1 目、個人町民税から 16 ページの 1 款 4 項 1 目、町たばこ税については、おおむね令和元年 10 月末現在の調定見込額に平成 30 年度実績の徴収率で算出しました。増額の要因は調定額及び徴収率の増、減額の要因は調定額の減及びたばこ税については消費本数の減によるものです。なお、15 ページの 1 款 3 項 1 目、軽自動車税の環境性能割は、令和元年 10 月から自

自動車取得時に都道府県税として課税されていた自動車取得税にかわり、軽自動車分については「環境性能割」に名称を改め、市町村税となり県からの歳入となります。令和元年 10 月実績をもとに算出したものです。

17 ページから 26 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目．自動車重量譲与税から 26 ページの 9 款 1 項 1 目．地方特例交付金までは、県の試算により示された譲与税及び交付金の計上となります。なお、23 ページに新たに 6 款．法人事業税交付金が創設されたことにより 6 款．地方消費税交付金が 7 款に繰り下がります。従前の 7 款．自動車取得税交付金が廃款となったことにより、8 款以降の変更はありません。新設された法人事業税交付金は、平成 28 年度税制改正において、消費税率 10%への引き上げ時の令和元年 10 月 1 日を施行期日として、市町村の法人住民税法人税割の税率改正による減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付されるものとなります。

27 ページをお願いいたします。10 款 1 項 1 目．地方交付税の 3,444 万 1,000 円の増は、特別交付税は 1,341 万 1,000 円の減となっているものの、普通交付税が 4,785 万 2,000 円増となったことによるものです。交付税については、国の地方財政対策に基づき県が示した試算表にて積算をしております。算出数値については、お手元に配付した資料 2 でご確認をお願いします。

34 ページをお願いします。14 款 2 項 6 目．総務費国補助金 1,672 万 7,000 円の増は、主に個人番号カード交付事業補助金の増等によるものです。

38 ページをお願いします。15 款 2 項 1 目．総務費県補助金 5,992 万 1,000 円増は、主に沖縄振興特別推進交付金事業において、会計年度任用職員制度導入による事業費の増、南風原南インターチェンジ周辺土地利用計画策定事業の皆増等により 5,636 万 7,000 円の増、石油貯蔵施設立地対策等交付金 345 万 1,000 円の皆増等によるものです。なお、石油貯蔵施設立地対策等交付金については同額を歳出 62 ページの 2 款 1 項 3 目 17 節の公用車備品購入費に計上しております。

41 ページをお願いいたします。15 款 3 項 1 目．総務費県委託金 1,506 万 9,000 円の増は、主に統計調査費委託金で 5 年ごとに実施する国勢調査交付金によるものです。

42 ページをお願いいたします。16 款 1 項 1 目．財産貸付収入 327 万 6,000 円増は、区画整理地内の町有地の一部貸付が全面貸付に変更となったことによるものです。

44 ページ、17 款 1 項 12 目．ふるさと寄附金 1 億 4,850 万 1,000 円増は、昨年度の実績を参考に 2 億円の受け入れを見込んでおります。また、寄附金からふるさと納税推進事業の必要経費分を差し引き、歳出 63 ページの 2 款 1 項 6 目．ふるさと応援基金積立金に計上しております。

45 ページ、18 款 1 項 8 目．リサイクル基金繰入金 305 万 9,000 円の増は、同基金を財源とする資源ごみ分別業務や一斉清掃の草木処理事業費の増によるものです。9 目．一般廃棄物処理施設基金繰入金 136 万 8,000 円の増は、収益増を見込んでの計上となります。12 目．ふるさと応援基金繰入金 3,202 万 6,000 円の計上は、寄附者の意向に沿った事業に充当す

るための計上です。

52 ページをお願いします。20 款 5 項 6 目．塵芥処理収入 199 万 9,000 円の減は、資源ごみ売上収入が売却単価の下落により 107 万 4,000 円の減、粗大ごみ処理票収入が 33 万円増、ごみ袋指定化収入が 125 万 5,000 円の減の見込みによるものです。7 目．雑入、広告料収入は町民ホールへの庁舎案内板、住民環境課番号呼び出し機へのバナー広告による 33 万円を計上しております。

54 ページ、町債の 21 款 1 項 1 目．総務債臨時財政対策債は、県から示された算出資料等により見込み 2 億 7,400 万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。地方自治法施行規則の一部改正により、「7 節賃金」が廃止となりました。そのため、8 節以降の「節」番号が繰り上がりますのでご確認ください。58 ページから 61 ページ、2 款 1 項 1 目．一般管理費 3,507 万 9,000 円減は、主に 3 節．職員手当の総合事務組合退職手当負担金の負担率見直し（1000 分の 230）から（1000 分の 190）による減額と退職手当特別負担金の減等によるものです。61 ページから 62 ページ、2 款 1 項 2 目．文書広報費 155 万 6,000 円の増は、主に「町勢要覧」の発刊及び「広報はえばる」が世帯増に伴う発刊数の増によるものです。3 目．財産管理費 425 万 2,000 円の増は、主に 17 節．備品購入費 345 万 1,000 円増によるもので、歳入 38 ページで説明したとおりです。63 ページから 64 ページ、2 款 1 項 6 目．目的基金費 2,857 万 5,000 円増は、主にふるさと応援基金積立金 2,850 万 1,000 円の増で、歳入の 44 ページで説明したとおりです。8 目．企画費 8,860 万 5,000 円増は、主にふるさと納税業務委託料、ポータルサイト使用料の増等によるものです。65 ページから 68 ページ、2 款 1 項 11 目．諸費 111 万 6,000 円増は、主に兼平団地の新自治会結成に伴う 12 節．区長（自治会長）事務委託料 54 万円の増と 18 節．職員研修参加負担金 48 万 8,000 円の増等によるものです。14 目．電子計算費 1,381 万 9,000 円の増は、主に業務用パソコン等のシステム入替・導入に伴う 12 節．委託料 629 万 1,000 円、13 節．使用料及び賃借料 523 万 1,000 円、17 節．備品購入費 124 万 8,000 円の増等によるものです。69 ページから 71 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目．税務総務費 808 万 6,000 円の減は、主に職員人件費 472 万 3,000 円減、職員の復職による育休代替職員賃金 125 万 7,000 円の減、12 節．委託料において、固定資産税土地評価見直委託料、土地評価支援システム導入委託料の増等はあるものの、評価がえに伴う不動産鑑定委託料等 172 万 9,000 円の減によるものです。2 目．賦課徴収費 153 万 9,000 円の増は、主に町税務徴収員の会計年度任用職員報酬等 100 万 8,000 円の増等によるものです。72 ページをお願いします。2 款 3 項 1 目．戸籍住民基本台帳費 2,989 万 4,000 円の増は、主に 1 節．報酬、戸籍・住基窓口業務の会計年度任用職員報酬等 175 万 1,000 円増、職員人件費 686 万円増、13 節．戸籍情報システム改修委託料 645 万 1,000 円増及び 18 節．個人番号カード交付事業費交付金 1,472 万 8,000 円の増によるものです。74 ページから 75 ページをお願いします。2 款 4 項 3 目．県議会議員選挙費 856 万 6,000 円増は、同選挙執行によるものです。76 ページ、2 款 5 項 2 目．統計調査費 1,498 万 2,000 円増は、歳入 41

ページで説明しました国勢調査事業によるものです。

105 ページをお願いいたします。4 款 2 項 1 目．塵芥、し尿処理費 1,663 万 9,000 円減は、主にリサイクル基金積立金 305 万 9,000 円、一般廃棄物処理施設基金積立金 136 万 8,000 円の増はあるものの、印刷製本費 540 万円、那覇市・南風原町環境施設組合負担金 1,615 万 2,000 円の減によるものです。

127 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目．常備消防費 3,735 万 9,000 円の増は、東部消防組合負担金の増によるものです。構成 3 町の負担割合は、南風原町 37.4%、西原町 41.5%、与那原町 21.1%となっております。2 目．災害対策費 40 万 9,000 円減は、主に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク再整備負担金 64 万 2,000 円の増はあるものの、ハザードマップ修正委託料及び配布委託料の皆減等によるものです。

161 ページ、12 款 1 項 1 目．元金 7,307 万 4,000 円の増は、平成 28 年度同意の臨時財政対策債元金償還開始等によるものです。2 目．利子 1,249 万 3,000 円の減は、平成 20 年度同意の臨時財政対策債の利率見直し（1.4%から 0.01%）等によるものです。なお、元金、利息の償還額については、起債償還年次表に基づき計上しております。

164 ページから 165 ページ、その他特別職の給与明細書の合計額 1 億 7,824 万 7,000 円の減の主な理由は、特別職の位置づけでありました嘱託職員が会計年度任用職員制度移行に伴う皆減によるものです。また、次ページの一般職の給与費明細書の合計額 5 億 7,635 万円増の主な理由も、会計年度任用職員報酬、職員手当及び共済費の増によるものです。166 ページから 171 ページ、（2）給料及び職員手当の増減額の説明からクのその他の手当については、ご参照ください。

172 ページから 173 ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。

174 ページ、地方債の前々年度における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上が総務部の予算概要です、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 知念富信君 次に、民生部長。

○民生部長 知念 功君 次に、民生部に係る予算概要をご説明いたします。まず、歳入について 29 ページよりご説明いたします。29 ページから 30 ページをお願いします。12 款 1 項 1 目．民生費負担金 1 億 9,615 万 3,000 円減、13 款 1 項 4 目．教育使用料 5,188 万 7,000 円減は、幼保無償化の開始により 3 歳以上等の保育料、幼稚園保育料及び預かり保育料が無償化になったことによるものです。

31 ページをお願いします。13 款 1 項 5 目．衛生使用料 159 万 5,000 円増は、総合保健福祉防災センター健康増進室に設置するマッサージ機及び電位治療器使用料収入が主な要因です。

33 ページをお願いします。14 款 1 項 1 目。民生費国庫負担金 12 億 1,470 万 7,000 円増は、幼保無償化制度に伴う保育所等への保育料無償化分を含む子どものための教育・保育給付交付金が国庫補助金から国庫負担金へ組み替えられたことによる 1 節。保育所運営費負担金 11 億 8,092 万 7,000 円皆増、利用者の増による 8 節。心身障害者福祉費国庫負担員 2,106 万 5,000 円の増、対象児童の増による 14 節。児童手当国庫負担金 954 万円増が主な要因であります。34 ページをお願いします。14 款 2 項 1 目。民生費国庫補助金 10 億 3,479 万 3,000 円減は、3 節。児童福祉費補助金で学童クラブの支援単位増等による子ども・子育て支援交付金 2,498 万 7,000 円増、幼保無償化事業に対する事務費等の子ども・子育て支援事業費補助金 2,441 万 9,000 円皆増はあるものの、保育補助者雇上強化事業等が国直接補助から県を通じた間接補助となることによる保育対策総合支援事業費補助金 1,693 万 6,000 円減、保育所等整備交付金 1 億 7,556 万円減、33 ページで説明しました教育・保育給付交付金の組み替えによる減が主な要因です。2 目。衛生費国庫補助金 205 万 7,000 円増は、緊急風しん抗体検査等事業に対する国の特定感染症検査等事業補助金 207 万 7,000 円の計上によるもので補助率は 2 分の 1 となります。

37 ページをお願いします。15 款 1 項 1 目。民生費県負担金 1 億 3,766 万円の増は、幼保無償化を含む 1 節。保育所運営費負担金 1 億 582 万 2,000 円増、軽減された保険税に対し交付される負担金の増による保険基盤安定負担金の 4 節。保険税軽減分 1,533 万 3,000 円増、7 節。心身障害者福祉費県負担金で利用者数の増による介護・訓練等給付費県負担金 1,175 万 3,000 円増、対象児童の増による 15 節。児童手当県負担金 354 万円増が主な要因です。次に 38 ページをお願いします。15 款 2 項 2 目。民生費県補助金 2,572 万 4,000 円増は、4 節。児童福祉費補助金で事業実績による待機児童解消支援交付金 2,376 万 5,000 円減、無償化対象の該当世帯がふえたことによるひとり親家庭認可外利用料補助事業補助金 205 万 7,000 円減はあるものの、34 ページ、国庫補助金で説明した内容により、子ども・子育て支援交付金 2,498 万 7,000 円増、保育対策総合支援事業費補助金 2,827 万 1,000 円増が主な要因です。3 目。衛生費県補助金 1,234 万 9,000 円増は、対象児童の増等による子ども医療費助成事業補助金 1,235 万 1,000 円増によるものであります。41 ページをお願いします。15 款 3 項 2 目。民生費県委託金 481 万 4,000 円増は、沖縄県からのモデル事業を受けて実施する、高齢期総合保健モデル事業県委託金の計上によるもので、介護給付費や医療費の適正化に向け保健事業と介護予防事業を一体的に実施するもので事業費全額が交付されます。

52 ページから 53 ページをお願いします。20 款 5 項 7 目。雑入 1,670 万 9,000 円増は、会計年度任用職員移行による人件費増等で包括的支援事業受託金 488 万円増、介護予防受託金 375 万 4,000 円増、75 歳以上の保健事業と介護予防事業を連携して実施する後期・介護一体的実施に係る委託料 976 万 7,000 円の計上が主な要因であります。

次に、歳出についてご説明いたします。78 ページから 79 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目。社会福祉総務費 1,781 万 3,000 円増は、18 節。負担金、補助及び交付金で県外研

修旅費の減による町民生委員児童委員協議会補助金 150 万 5,000 円の減、27 節. 繰出金で保険税軽減世帯数の減による財政安定化支援事業繰出金 1,508 万 6,000 円の減はあるものの、1 節. 報酬で特別弔慰金事業による会計年度任用職員報酬 158 万 4,000 円の計上、18 節で町の会計年度任用職員と同等報酬額の設定等によります町社会福祉協議会補助金 606 万円増、27 節で、歳入 37 ページでご説明しました保険基盤安定繰出金 2,679 万 5,000 円の増が主な要因であります。79 ページから 84 ページをお願いします。3 款 1 項 2 目. 老人福祉費 1,091 万 8,000 円増は、18 節. 負担金、補助及び交付金で後期高齢者療養給付費負担金 195 万 1,000 円減、19 節. 扶助費で入所者の減による老人ホーム入所保護措置費 234 万 1,000 円の減、事務事業の見直しによる高齢者祝金 206 万円皆減、27 節. 繰出金で事務費等繰出金 267 万 4,000 円減はあるものの、1 節. 報酬で会計年度任用職員移行及び介護予防充実のため新たに配置する理学療法士報酬計上による 348 万 5,000 円の増、7 節. 報償費で対象者の増による高齢者慶祝記念品代 131 万円増、12 節. 委託料で 3 年ごとに策定する高齢者福祉計画策定委託料 352 万円、歳入 41 ページで説明しました高齢期総合保健モデル事業委託料 219 万 5,000 円、同事業の集団健診検査項目追加委託料 88 万 6,000 円の計上が主な要因であります。84 ページから 88 ページをお願いします。3 款 1 項 3 目. 心身障害者福祉費 4,252 万 6,000 円増は、19 節. 扶助費で福祉サービス等利用者数の増による障害児通所給付費 6,991 万 6,000 円の増、12 節. 委託料で 3 年ごとに策定する障がい福祉計画策定委託料 405 万 9,000 円の計上が主な要因です。89 ページをお願いします。3 款 1 項 9 目. 介護保険事業費 3,315 万 7,000 円増は、18 節. 負担金、補助及び交付金で沖縄県介護保険広域連合負担金 3,289 万 5,000 円増が主な要因であります。91 ページから 93 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目. 児童福祉総務費 1,658 万円増は、12 節. 委託料で児童扶養手当システム改修委託料 73 万 3,000 円皆減、第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定業務 284 万 1,000 円皆減、18 節. 負担金、補助及び交付金で対象世帯の減による南風原町認可外保育事業補助金 133 万 7,000 円減、無償化対象の該当世帯がふえたことによるひとり親家庭認可外利用料補助金 228 万 6,000 円の減はあるものの、12 節. 委託料で運営費の増による子供の貧困緊急対策事業委託料 179 万 1,000 円の増、18 節. 負担金、補助及び交付金で基準単価の増額による認可外保育園研修事業補助金 68 万 7,000 円増、19 節. 扶助費で対象児童の増によります児童手当費 1,662 万円の増が主な要因であります。93 ページから 96 ページをお願いします。3 款 2 項 2 目. 保育所運営事業 8,900 万 1,000 円増は、18 節. 負担金、補助及び交付金において、入所実績による法人保育園障害児保育実施補助金 576 万円減、保育士特別配置等支援事業補助金 105 万 6,000 円減、認定こども園施設型給付費 992 万 8,000 円減、保育士正規雇用化促進事業補助金 100 万 8,000 円減、保育所等整備交付金事業補助金 2 億 492 万 6,000 円の減はあるものの、12 節. 委託料で子ども子育て支援システム改修委託料 1,111 万 5,000 円の皆増、18 節. 負担金、補助及び交付金で延長保育促進事業補助金 408 万 9,000 円増、入所者増による事業所内保育運営費 1,157 万 8,000 円の増、未移行幼稚園補足給付費 145 万 8,000 円皆増、新規 2 園の開設によります法人保育

園運営費負担金 1 億 4,714 万 4,000 円の増、新規 1 園開設によります小規模保育運営費 3,951 万 5,000 円の増、基準単価の増額及び対象園の増によります保育補助者雇上強化事業補助金 937 万 6,000 円の増、保育士宿舍借上支援事業補助金 590 万 4,000 円の増、19 節、扶助費で無償化によります認可外保育施設等へ給付する、子育てのための施設等利用給付費 6,583 万 7,000 円皆増によるものであります。96 ページから 98 ページをお願いします。3 款 2 項 3 目、児童厚生施設費 2,561 万 3,000 円増は、18 節、負担金、補助及び交付金で補助対象の減による学童クラブ環境改善事業補助金 538 万円の減はあるものの、3 支援単位の増によります学童クラブ支援員等処遇改善事業補助金 472 万 5,000 円増、学童クラブ補助金 2,462 万 2,000 円増が主な要因です。

100 ページから 102 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費 1,688 万 7,000 円の増は、13 節、使用料及び賃借料でちむぐくる館健康増進室に設置するマッサージ機及び電位治療器の使用料 93 万 6,000 円の計上、19 節、扶助費でこども医療費助成金 1,424 万 4,000 円増が主な要因であります。102 ページをお願いします。4 款 1 項 2 目、予防費 671 万 2,000 円増は、12 節、委託料で風しん追加対策予防接種の実施による予防接種医師委託料 675 万 1,000 円増が主な要因であります。104 ページをお願いします。6 目、保健対策推進費 146 万 2,000 円増は、12 節、委託料で食の応援事業の学童期生活習慣病予防健康診査受診者の増によるものであります。以上が民生部の予算概要であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 次に、経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 続きまして、経済建設部に係る予算の概要をご説明いたします。まず、歳入について 19 ページより説明いたします。19 ページをお開きください。2 款 4 項 1 目、森林環境譲与税 322 万 6,000 円皆増は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が令和元年より制定されたことによるものです。

次に 38 ページから 39 ページをお願いします。15 款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金 1 億 833 万 1,000 円増は、63 節、農業次世代人材投資事業補助金の補助金交付終了による 300 万円の減はあるものの、48 節、農業生産・経営対策事業補助金 25 万 3,000 円皆増と特定地域経営対策事業を活用した神里土地改良区への新たなビニールハウス施設整備のための 60 節、高生産性農業用機械施設導入費補助金 1 億 1,108 万 9,000 円の皆増によるものです。5 目、土木費県補助金 1 億 3,510 万 1,000 円減は、補助事業の内示により 6 節、沖縄振興公共投資交付金では、津嘉山中央線街路事業（2 工区）の用地確保を図るため 4,160 万円増はあるものの、町道 10 号線道路改良事業 9,496 万円、津嘉山公園整備事業 1,700 万円、津嘉山中央線街路事業 6,062 万 4,000 円、町道 73 号線道路改良事業 64 万円の減によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。108 ページをお開きください。5 款 2 項 1 目、労

働諸費 143 万 8,000 円減は、南風原共同福祉施設改修工事の完了によるものです。

次に 111 ページから 113 ページをお開きください。6 款 1 項 3 目．農業振興費 1 億 869 万 5,000 円増は、18 節．負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資事業補助金の補助金受給者終了による 300 万円減はあるものの、農業生産・経営対策事業補助金 25 万 3,000 円増及び農業共済事業普及推進補助金 33 万 7,000 円増と神里土地改良区への新たなビニールハウス施設整備に伴う高生産性農業用機械施設導入費補助金 1 億 1,108 万 9,000 円の増によるものです。5 目．農地費 67 万 1,000 円増は、主に 18 節．負担金、補助及び交付金の下水道会計負担金等によるものです。なお、下水道会計負担金等については、下水道事業会計でご説明します。114 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目．林業振興費 322 万 3,000 円増は、歳入 19 ページの森林環境譲与税を基金へ積み立てを行うことによるものです。

続いて 120 ページから 121 ページをお願いします。8 款 2 項 2 目．道路新設改良費 1 億 2,134 万 4,000 円の減は、町道整備に係る補助事業の内示に伴うもので、主に 12 節．委託料で工事に伴う磁気探査委託料 601 万円の減、14 節．工事請負費で 3,651 万円減、16 節．公有財産購入費 800 万円の減のほか、補償、補填及び賠償金 6,851 万円が皆減となっております。3 目．生活環境整備費 400 万円減は、予算の移動により皆減となっております。123 ページをお願いします。8 款 4 項 1 目．都市計画費 3,467 万 5,000 円の増は、主に 12 節．委託料で南風原町市街化区域編入に係る調査検討業務委託料が終了し、新たな南風原南インターチェンジ周辺土地利用計画策定業務委託料 892 万円の増、18 節．負担金、補助及び交付金の下水道会計負担金等 2,542 万 5,000 円増によるものです。なお、下水道会計負担金等については、下水道事業会計でご説明いたします。次に 124 ページから 126 ページをお願いします。8 款 4 項 2 目．公園費 4,115 万 7,000 円の減は、主に職員 1 名減による 2 節．給料から 4 節．共済費までの 790 万 5,000 円減と、補助事業の内示に伴う 14 節．工事請負費 3,400 万円減によるものです。3 目．街路整備事業費 2,299 万 7,000 円の減は、主に補助事業の内示に伴い 11 節．役務費の不動産鑑定手数料 70 万 4,000 円増と 21 節．補償、補填及び賠償金 1,059 万円の増はあるものの、12 節．委託料が 1,031 万円の減、16 節．公有財産購入費が 2,411 万円の減となっております。以上で、経済建設部に係る予算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 続きまして、教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 引き続き、教育部関係の説明をいたします。歳入から説明いたします。30 ページをお開きください。13 款 1 項 3 目．土木使用料 284 万 9,000 円の減の主な要因は、教育委員会に係る 2 節．公園使用料の、テニスコート使用料において、照明の故障による夜間利用ができないコートが一部あり、使用料 68 万 3,000 円の減、陸上競技場内トレーニングルームの修繕が完了するまでの間、一部利用停止にするため使用者減を見込ん

だことによる使用料 149 万 6,000 円減によるものです。4 目. 教育使用料 5,188 万 7,000 円減の主な理由は、民生部のほうでも説明がございましたが、学校使用料 32 万 2,000 円の増、社会体育使用料の 27 万 1,000 円の増はあるものの、幼保無償化に伴う、幼稚園保育料 2,960 万 7,000 円の減と預かり保育料 2,293 万 2,000 円の減によるものです。

34 ページをお願いします。14 款 2 項 4 目. 教育費国庫補助金 835 万 8,000 円増の主な要因は、理科・算数備品購入への補助金（補助率 4 分の 3）である、学校教育設備整備費等補助金において、1 節. 小学校補助金で 165 万 1,000 円、2 節. 中学校補助金で 179 万 5,000 円の増と、10 節. 文化財補助金の埋蔵文化財緊急調査費補助金の増によるものです。同補助金については歳出 149 ページにある南風原南インターチェンジ周辺土地利用に伴う試掘調査事業の国庫補助金として、補助率 10 分の 8 となっております。

39 ページをお願いします。15 款 2 項 6 目. 教育費県補助金 286 万 6,000 円の増は、小学校に 4 名、中学校に 2 名配置するスクール・サポート・スタッフ配置事業（補助率 10 分の 10）において、1 節、2 節合わせて 192 万 1,000 円の増額、平成 27 年度要保護準要保護児童生徒援助費実績より増額分に対して補助率 4 分の 3 を交付される 9 節. 子ども貧困対策推進交付金 66 万 4,000 円の増、11 節. 文化財補助金 30 万 6,000 円は、34 ページで説明した埋蔵文化財緊急調査費補助金の県補助金分です。

51 ページをお願いします。20 款 4 項 2 目. 受託事業収入 2,519 万円は、国が実施する与那原バイパス整備事業に伴う与那覇旧日本軍壕報告書作成を実施するためのものです。52 ページをお願いします。20 款 5 項 3 目. 学校給食収入 4,734 万 4,000 円増は、令和 2 年 4 月より学校給食費を改定する（幼稚園 3,200 円、幼稚園教諭 3,600 円、小学生 4,500 円、中学生 5,000 円）、これは月額です。に対し、現年度分の園児、児童生徒数、それから調理員等の人数を計上したことによるものです。給食対象人数が 176 名増を見込んだことによる 4,711 万 6,000 円増と、2 節. 滞納繰越分の 22 万 8,000 円増によるものです。

54 ページをお願いします。21 款 1 項 6 目. 教育債 90 万円の減は、前年度で終了した、幼稚園空調設置事業債 310 万円の皆減によるものです。

歳出について説明申し上げます。66 ページをお願いします。2 款 1 項 12 目. 地域づくり推進事業費 120 万 7,000 円の増の教育部に係る主なものは、事業中断していた南米からの南風原町海外移住者子弟研修生交付事業（1 名）によるものです。

128 ページから 132 ページをお願いします。10 款 1 項 2 目. 事務局費 793 万 1,000 円増の主な要因は、10 節. 需用費において、前年度の教科書改訂に伴う副読本作成事業の印刷製本費 700 万円の皆減や 12 節. 委託料でパソコン保守管理委託料 293 万 5,000 円の減はあるものの、高木伐採委託料の計上や小学校英語指導助手 2 名増に伴う報酬 368 万 7,000 円の増を含め、会計年度任用職員制度の移行に伴う 1 節. 報酬、3 節. 職員手当等、8 節. 旅費など合わせて 760 万 1,000 円の増によるものです。133 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目. 小学校費学校管理費 1,414 万 2,000 円の増は、産休代替職員の 1 人減、特別支援教育支援員 2 人の減により 1 節. 報酬で 110 万 2,000 円の減や、備品購入費で 98 万 2,000 円

の減はあるものの、会計年度任用職員制度移行に伴う 3 節. 職員手当等 984 万 1,000 円、8 節. 旅費 141 万 6,000 円の増や、10 節. 需用費光熱水費の前年度実績計上などによる 269 万 8,000 円増などによるものです。135 ページをお願いします。10 款 2 項 2 目. 小学校費教育振興費 3,446 万 8,000 円増の主な要因は、10 節. 需用費、教科書購入費は、教科書改訂に伴う指導教科書等の購入費として 928 万 6,000 円の増、17 節. 備品購入費において、学校 I C T 推進事業としてデジタル教科書購入の備品購入費、補助率 10 分の 8 が 603 万 7,000 円の増、理科教育設備備品購入費、補助率 4 分の 3 で 220 万 1,000 円増、指導書購入費で教科書改訂に伴う指導書等の購入費用に 1,031 万 7,000 円増、19 節. 扶助費の要保護準要保護児童生徒援助費の増などによるものです。要保護準要保護児童生徒援助費は、規則の改定などにより一部減はあるものの、入学準備金の増額や給食費の改定による増額により 596 万 8,000 円の増となっています。138 ページをお願いします。10 款 3 項 1 目. 中学校費学校管理費 470 万 1,000 円増は、1 節. 報酬において産休代替職員の 1 人減や特別支援教育支援員 1 人の減による 293 万円の減額や 17 節. 備品購入費 28 万 1,000 円などの減額はあるものの、会計年度任用職員制度移行に伴う、3 節. 職員手当等 318 万 8,000 円増、8 節. 旅費、会計年度任用職員費用弁償 48 万 4,000 円の増や、10 節. 需用費で光熱水費の前年度実績計上などによる 109 万 6,000 円の増、14 節. 音楽室カーペット張りかえ及び理科室床改修、外灯取りかえ工事に伴う工事請負費 205 万 6,000 円などによるものです。140 ページをお願いします。10 款 3 項 2 目. 中学校費教育振興費 13 万 4,000 円の増の主な要因は、17 節. 備品購入費、理科教育設備整備等備品購入費 239 万 4,000 円（補助率 4 分の 3）の増はあるものの、前年度に教科書改訂に伴う指導書購入費 118 万 8,000 円の皆減、19 節. 扶助費の要保護準要保護児童生徒援助費の規則改定に伴う費目見直し等による 111 万 9,000 円の減などによるものです。142 ページをお願いします。10 款 4 項 1 目. 幼稚園費 2,609 万円減の主な要因は、3 節. 職員手当等の 1,452 万 3,000 円増と、8 節. 会計年度任用職員費用弁償 168 万 1,000 円の増はあるものの、預かり保育の保育士 1 人減、幼稚園教諭の臨時職員の 3 人減、特別支援員 1 人減による 1 節. 報酬の 1,745 万 4,000 円の減や前年度に完了した幼稚園空調設置などに係る 14 節. 工事請負費 1,594 万 8,000 円の皆減、給食の副食費が幼保無償化に伴い無償化されたことなどによる扶助費 754 万 9,000 円の減などによるものです。145 ページをお願いします。10 款 5 項 1 目. 社会教育総務費 222 万 2,000 円の減の主な要因は、3 節. 職員手当等の減などによるものです。147 ページをお願いします。10 款 5 項 2 目. 公民館費 147 万 8,000 円増は、会計年度任用職員制度移行に伴う、1 節. 報酬と 3 節. 職員手当等の増額合計 104 万 9,000 円の増と 12 節. 委託料の 38 万 8,000 円の増などによるものです。149 ページをお願いします。10 款 5 項 3 目. 文化財保護費 4,563 万 1,000 円の増は、12 節. 委託料で南風原南インターチェンジ周辺利用による照屋地区の試掘調査支援委託料、壕内臭気再現委託料、与那覇旧日本軍壕報告書作成支援委託料などによる 3,396 万 2,000 円の増、14 節. 工事請負費の番所跡フクギ並木擁壁整備工事請負費 1,089 万円によるものです。150 ページをお願いします。10 款 5 項 4 目. 文化

センター費 32 万 6,000 円の増は、会計年度任用職員制度移行に伴う職員手当等によるものです。151 ページをお願いします。10 款 5 項 6 目．図書館費 82 万 5,000 円の増は、会計年度任用職員制度移行に伴う報酬等で 101 万 4,000 円の増、印刷製本費 22 万円の減などによるものです。153 ページをお願いします。10 款 6 項 1 目．保健体育総務費 312 万 7,000 円の減は、2019 年高校総体終了に伴う南風原町全国高校総体実行委員会への補助金 320 万 4,000 円の皆減によるものです。155 ページをお願いします。10 款 6 項 2 目．共同調理場運営費 1,250 万 5,000 円の増の主な理由は、1 節．報酬において、給食対象人数の増に伴う回転釜などの設備増により調理員を 4 人増の 10 人の計上と幼保無償化に伴う事務員 1 人増により報酬 451 万 3,000 円の増、会計年度任用職員制度移行により、3 節．職員手当等の期末手当 274 万 2,000 円増、8 節．旅費の会計年度任用職員費用弁償 33 万 6,000 円の増と、学校給食システム新規入に伴う 12 節．委託料 88 万 2,000 円増、13 節．使用料及び賃借料 30 万 1,000 円増などによるものです。157 ページをお願いします。10 款 6 項 3 目．学校給食賄費 3,315 万 1,000 円増は、令和 2 年 4 月から学校給食費改定による改訂額による計上と、給食対象人数 176 名増を見込んでの計上によるものです。以上が教育総務課の予算概要となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 続きまして、議会事務局長。

○議会事務局長 比嘉勝治君 議会事務局、監査委員事務局に係る予算を説明いたします。予算書は 56 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目．議会費は、対前年度比較で 911 万円の増となっております。主な理由としましては 8 節．旅費における所管事務調査のための、総務民生常任委員会と経済教育常任委員会及び議長を含めた議員 16 名分と職員 2 名分の旅費計上により 310 万円の増、10 節．需用費の印刷製本費の中の「議会だより」の用紙代の高騰による 32 万 4,000 円の増によるものであります。

続きまして 77 ページをお開きください。2 款 6 項 1 目．監査委員費は、対前年度比較で 24 万 9,000 円の減の主な理由といたしましては、隔年で参加しております全国町村監査委員・監査職員研修会の監査員 2 名分の旅費の減によるものであります。以上が、議会並びに監査関係の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 18 分）

再開（午前 11 時 28 分）

○議長 知念富信君 再開します。

これから質疑に入りますが、質疑は 2 ページから 55 ページまでの第 1 表歳入歳出予算、

第2表債務負担行為、第3表地方債、歳入予算までと、56ページ以降の歳出予算、給与明細書、その他の部分に区分して行い、関連のある質疑はどちらか一方で質疑をお願いします。この令和2年度南風原町一般会計予算の審査方法については、全員協議会で配付しましたとおり、一般会計予算審議の流れの方法で審議することを確認いたしました。委員会付託を予定しておりますので、本会議での質疑は基本的、総括的、大綱的部分にとどめ、詳細は委員会をお願いいたします。

まず、第1表歳入歳出予算、第2表債務負担行為、第3表地方債、歳入予算までの質疑に入ります。質疑のある方は許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をしたいと思いますが、新年度予算ということで、非常に多岐にわたります。また、例年同様のところもあるかもしれませんが、特にまた新規事業については、詳しくお知らせいただければと思います。まず、10ページ、歳入の総括表であります。1番の町税についてでありますけれども、約1億484万円ふえているわけですが、その件数、また税額、単価割をしたときのバランスなどを教えていただきたいと思います。例年、別紙で資料をつけていただいているところですので、再度お願いします。

次に歳入23ページです。これは、ことし新規ということでしたけれども、法人事業税交付金であります。これについて、交付金が、説明では9.7%から6%に下がった分の補?ということですが、現在の町の法人税収入との整合性がどうなっているか。予算書上では、先ほど言った法人数だったり、各法人の税収、税額というは変動するわけですから、予算書では読み取れないわけですが、この補?というのは基礎額が幾らで、この額が間違いなく補?されているというのは、どうやってわかるのか。また、これも議運で説明を受けたと思うのですが、補?額に関しては、ことしつくられて、ずっと続くということだったと思うのですが、法人税が変わったら制度改革ですから、経年措置なのかなと、私は最初思っていたのですが、この見込み、この税目がずっと続いていくというのが、どうやって担保されるのか。先ほどの内訳の部分とあわせて教えてください。

次に38ページです。ここでは、総務費の一括交付金ですが、ことしの交付額が2億5,695万8,000円。昨年度は金額を結構余らせていたと思うのですが、ことしの交付額、別紙で資料はついていますが、一応その辺、全額使っているのか。幾らぐらい余らせているのか。その辺もご説明をお願いします。

次に45ページです。ふるさと応援基金繰入金3,200万円ですが、これは本来であれば歳出でやりたいのですが、歳出はどこから出ているのか読めないものですから、どういった額、どういったことに使われるのか。これまで使われてきたのが記憶にないものですから、説明をお願いします。

次に54ページです。一番上の臨時財政対策債ですが、復習の意味も兼ねてどういった債務なのか。たしか、私の記憶では財源の足りない分を臨時財政対策債で借りて、後年

度の交付税措置とかそういったものがあつたような記憶がありますけれども、改めてこちらの中身について教えていただきたいと思います。

次に、戻りまして民生部のほうをお願いしたいと思います。歳入の 33 ページです。ここから、まず保育所運営費負担金のところで、子どものための教育・保育給付交付金ということで、これは教育無償化関連のものということでしたけれど、県支出金とかでも出てきますね、県の負担金とかでも。無償化に伴って親からとっていたものを国が補償するという制度上のものだと思いますけれども、この出入り、要するに、今、親が負担していたものだけがここに来るのか。それともまたプラスアルファが入っているのか。そういったこれまでとの違い、無償化に伴う違いのところを教えていただきたいと思います。

次の 34 ページです。これは 1 目 3 節、児童福祉費補助金ですけれども、概要説明では、子ども・子育て支援事業費補助金というのが皆増、2,400 万円余りですけれども、その辺の説明がありました。この内容と、あとそれ以外のもろもろの補助金がありますけれども、この辺の上限とかそういったものがないか、教えていただきたいと思います。

次に 38 ページです。民生費補助金の 2 目 4 節、児童福祉費補助金の中で、待機児童解消支援交付金が 2,300 万円余り減額ということですが、この辺の理由、これは建設費に伴うものだったらわかるのですが、南風原町の待機児童、なかなか人数が多いものですから、どういった内容なのかを教えてください。以上、複数になりましたが、総務部、民生部、よろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは説明いたします。まず、法人事業税交付金については、改正理由としては、地方法人課税の偏在是正ということで、かなり大きかったものですから、この偏在を是正するために、これまで地方法人税、国税として 4.4%、こちらのほうは交付税財源となっておりました。都道府県の率としては 3.2%、市町村としては 9.7%、トータル 17.3%ということになっておりました。それを是正するために、4.4%の交付税措置、財源で充てたものが交付税財源として 10.3%と伸ばします。伸ばすのですが、それは都道府県が 3.2%から 1%に減、市町村は 9.7%から 6%に減ということで、トータル 17.3%は変わりませんが、偏在を是正することによる税率改正となっておりますが、さらに都道府県の法人税であったものが市町村に約 2%相当額を減額分として交付するということになる税制改正となっております。ことしだけではなく今後も、交付金として県から歳入として入ってくる予定となっております。それ以外については、担当課長から説明させていただきます。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん それでは町税増の要因等について説明いたします。まず、13 ページから町税のページになっているのですが、個人町民税が令和元年 10 月末の調定額で積算しているのですが、納税義務者数が前年度同月と比較して、前年度同月が 1 万 7,568 人、令和元年 10 月末では 1 万 8,206 人で、638 人、納税義務者数の増が主な要因となります。また、固定資産税の増の要因ですが、新築家屋の増加によるものになっております。軽自動車税の増も登録台数等の増により、調定見込額の増によるものとなっております。以上です。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 質疑にお答えします。歳入の 38 ページで、15 款 2 項 1 目、総務費県補助金で、沖縄振興特別推進交付金の一括交付金ですが、配分額が 4 億 2,100 万円となっています。そのうち、事業費ベースで 3 億 2,121 万 2,000 円で、交付金ベースで 2 億 5,695 万 8,000 円となります。事業については、お手元にお配りしています資料 3 のほうで、29 事業を今回予定しています。

次に 45 ページのふるさと応援基金繰入金の使い道、充当先ですが、ふるさと寄附条例にあります 6 つの寄附者の指定に伴う項目がありまして、教育文化、スポーツ活動の充実に関する事業、そして町民の健康増進及び福祉の向上に関する事業、3 つ目に産業振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業、4 つ目に自然環境の保全及び景観の維持、歳出に関する事業、5 つ目に町民によるまちづくり活動推進に関する事業、6 つ目にその他目的達成のために町長が進めている事業、この 6 つの事業に割り当てられていまして、主なものは教育部であれば教育振興備品、小中学校の備品購入費であったり、調理用品の備品購入費でありましたり、観光関係、しまじりガイドの業務委託料、そういった部分で、6 つの事業に割り当てて配分して、寄附者の指定に合った充当をしております。以上です。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 臨時財政対策債について、お配りしてあります議案第 19 号、資料 2 を説明したいと思います。まず、表の令和 2 年当初予算額①の (a)、こちらが基準財政需要額、本来ならば (a) から、基準財政収入額 (h)、これを差し引いた額が交付税として入ってくるのですが、国の予算の、交付税予算の都合により不足することから、(b) の臨財債振替相当額というのがあります。これを差し引きます。差し引いたのが基準財政需要額として計算され、収入額との差額で交付されてきます。差し引かれた臨財債相当額をどうするかというと、こちらのほうは市町村が財源不足額ということで、起債で臨時財政対策債で借入れをして、後年度に元金利子償還が始まりますが、それについては翌年度の基準財政需要額に算入して、交付税措置をするという手法となっております。臨時財政対策債

は交付税を、本来なら配分されるべきの額を借入れをするということの制度になっている起債であります。

それと、追加して、先ほど企画財政課長からふるさと寄附金の配分する事業でありましたが、細かい事業ではやっていません。我々の考え方としては、寄附者が指定した6つの寄附の目的によって、その教育なのか、細かい事業までではなく、目レベル、大きく言えば款レベルで充当しているという考えで、寄附の活用を行っております。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 ご質疑のありました歳入についてお答えいたします。まず、歳入33ページです。保育所給付交付金などのことについては、こちら、ご指摘のとおり無償化に伴う国からの国庫給付分以外に、これまで行っておりました各認可保育園等に給付する給付金、そちらの2つの要素が大きな内容となっております。

続いて2つ目の34ページ、子ども・子育て支援事業費の皆増分については、こちらは令和元年度から始まりました幼保無償化制度に伴う、我々南風原町に、人件費及びシステム改修費などの支援金として国から交付されております。こちらのほうは令和元年度、令和2年度、2年間にまたいで給付されるものでありますから、前年度比較として皆増となっております。

3点目の38ページの4項、待機児童支援解消交付金の減額の大きな要因としては、こちらは内容的に保育所整備交付金こちらの歳入となっておりまして、今現在、開園をもとに整備をしております保育所整備の2園分に関する整備交付金の実績に伴う減額となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。まず総務部のほうからいきたいと思いますが、先ほどの13ページのところで歳入の説明をいただきましたけれども、特に増はということで説明しましたけれども、減額の部分は説明されませんでした。私は2ページで聞いたので、トータルの町税ということで質疑をしましたので、例年いただいている資料がもらえるのであればそれで結構ですので、その辺だけ確認したいと思います。

あと、23ページの法人事業税交付金ですけれども、こちらは何となく続く理由はわかりました。財源の中のパーセンテージ比率が変わったので、要するに直接の法人税、要するに企業が払う額が大幅に変わったわけではないと。どこに行ってどこに来るかという内訳が変わったという理解でよろしいですか。その辺の比率が、最初は9.6%から6%ということしか聞いていなかったもので、内訳がどのように移動しているかというのがちょっと見えにくいので、少し後で委員会の説明も聞きたいなと思います。一応、大まかには理解しました。

38 ページの一括交付金ですけれども、繰り返しのなりますけれども、交付額が…、内示額といいますか、4 億 2,100 万円で、今使っているのが 2 億 5,600 万円ということで確認をしました。わかりました。

あと、45 ページのふるさと応援基金の繰り入れですけれども、当然ことしから積立額も多くなるということで、実益を積み立てていくわけですし、ふるさと応援基金の今後の使用方法というのも、これから実際、実質運用が始まっていくと思うのですが、今の説明でいくと、最初の説明は当然、向こうが選ぶのは 6 本の選択肢ですけれども、ただ、使い道として、これに使ったよ、使うよというのは、やはりもうちょっと明確にしたほうが、寄附者の意向に沿うのではないかと。ですので、説明の後ろ側にあった教育備品に充当していますとか、調理用備品に充当していますとか、やはり私としてはそういう説明のほうが、納税者の皆様は納得いくのではないかと。それが大枠の中で、ちょっとずつちょっとずつ全部に使っていますという説明よりは、大枠だけでも、こことここここに入っているという仕組みのほうが、やはり納税者の趣旨としては、何に使われているかわからないというふうにならないのではないかと思いますけれども、その辺の見解を再度教えてください。

臨時財政対策債については理解しましたので、また歳出で、後で聞きたいと思います。

次に民生部ですけれども、33 ページの国庫負担金のところ、要するにこれまでのものと合わさって名称が変わっているという理解ですけれども、やはり制度改革の中で、どれぐらい入ってきて、どれぐらい出ていって、もちろん無償化にはなっているのですが、その枠組みを理解することが大事だと思うので、その辺、委員会の中で資料を示すのか、その辺があればまた後でいただきたいと思います。トータルで出てくるものですから、出入りが理解しにくいというところですので、お願いしたいと思います。

次に 34 ページの子ども・子育て支援事業補助金については、主に事務費だと。要するに役場側の経費だということで理解しました。

38 ページの支援交付金についても、建設費に充当する入り口だということで理解しました。もし間違いがあればご指摘いただきたいと思いますが、大まかにはそういう理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 税の資料の提供については、委員会で提出していきたいと考えています。また、ふるさと寄附金の活用については、これまでも 6 つの目的に合ってやっていることから、今後も大きく捉えて、教育、福祉ということで活用していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えいたします。先ほどありました国庫の保育所給付交付金については、ご指摘のありました内訳を委員会のほうで示していきたいと考えております。あと残り2点について、子ども・子育て支援事業費、待機児童支援解消交付金については、議員ご指摘のとおりとなっております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時55分）

再開（午後0時58分）

○議長 知念富信君 再開します。

午前中に引き続きまして質疑を受けます。質疑のある方はよろしく申し上げます。質疑がなければ進めます。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑はないですね。これをもって第1表歳入歳出予算、第2表債務負担行為、第3表地方債、歳入予算までの質疑を終わります。

次に、歳出予算と給与費明細書、その他の部分の質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは歳入に引き続き、歳出の質疑をさせていただきたいと思えます。まず58ページからです。これは、総務費一般管理費のところですけども、右側の説明を見ると、ここから会計年度任用職員とかいろいろな手当関係が入ってきますけれども、先に条例改正のあった住居手当とか、そういったもので、説明だけを見るとふえる要因はわかるのですが、トータルで3,500万円ぐらい減っているものですから、大きな項目が減ったのかなというのがあって、どの辺は減ったのかわからないので教えていただきたいと思えます。

次に64ページ、ふるさと納税委託料ですけども、昨年もふるさと納税の委託に当たっては、一般質問等でもいろいろな意見が出ました。ことしの委託の内容とか、特に2億円という大きな額を見込んでいますし、余り記憶にないのですが、説明の中でポータルサイト使用料1,600万円というのが、結構大きなウエイトを占めていますので、その辺の説明も教えてください。どういった委託契約になって、どういった運用をされるのか教えてください。

次の65ページですけども、負担金、補助及び交付金のところで、生活バス路線の件がありますけれども、私は昨年も質問をしましたけれども、赤字路線が1路線でその補?ということだと思いますが、その内訳についても、少しバス会社と、どのようになっているかと

か、協議をしたらどうかということも聞いたのですが、現状どうなのか。金額の増減も含めて教えてください。

次に 66 ページですけれども、これも負担金、補助及び交付金のところで地域づくり推進事業費、ふるさと博覧会補助金です。これが非常に大きな減額になっていきますけれども、実効性があるのかですね。実行委員長は町長になると思いますが、実行委員会形式なので、関係するいろいろな方々や団体がいらっしゃるわけですので、減った分、全部寄附で賄うとか、そういうことは非常に実効性として難しいのかなというところもありますので、そのあたりをもう少し教えていただきたいと思います。

次に 161 ページですけれども、公債費の元金と利子です。先ほども臨時財政対策債のところで聞きましたけれども、この償還額について、債務の性質上、先ほど言ったように、交付税措置とかが絡んでくるわけです。通常の償還でいくと、償還金額がある程度、何年幾らと固定されて、償還年数があると思うのですが、先ほどの性質からいくと、交付税措置をされたり、行政需要によって変わっていく。そうすると返済額は決まっていて、入ってくる入り口は流動的というふうにもなりかねないのかなとも思うわけですが、そういう理解でいいのか。それとも、この償還額についても、ある程度財政の実情に合わせて、償還の金額とか年数とか、そういったものを変えていけるのか。そのあたり、説明いただければと思います。利子が下がったことに関しては、非常にありがたいことなのかなと思いますので、元金の部分が主になると思いますけれども、その辺を教えてください。

次に 165 ページです。今年度から新しい制度になる会計年度任用職員についてが大きなところだと思います。この中でも、職員数 271 名というところが、先ほど言った再任用も含めた会計年度任用職員ということですが、今年度との比較対象人数、フルタイム、パートタイム、予算上どういった形になったのか。その辺を教えてください。変わらないのであれば、新しい手当とかがふえた分ふえると思いますけれども、人数がどうなったのか。そういったことも含めて教えていただきたいと思います。

次に、民生部のほうにいきたいと思います。92 ページで、児童福祉総務費の、これも 18 節、負担金、補助及び交付金のところで、認可外保育園の事業補助金が 133 万円マイナスということで説明がありました。町内の認可外保育園、対象児童数が減ったという説明ですが、認可外保育園も減っているところと、新設、事業所内保育とかで新設されているところがあるような気がしますけれども、その辺の状況はどうなのか。待機児童がたくさんいるわけですから、その受け皿としては認可外保育園も役割があるという視点から聞いていますので、その状況について教えてください。

次に 95 ページです。委託料の中で病児保育がありますけれども、病児保育についての状況、これも何年か前にも附帯決議をつけたことがあると思います。病児保育の状況について教えてください。

次に 96 ページですけれども、ここも負担金、補助及び交付金の中で、前のページからずら一つと非常に並んでいます。この中で保育園の、子育てにかかわるところのいろいろな

補助金があるわけですがけれども、96 ページの下のほうから数えると、保育士宿舎借上、これは宿舎借上のための補助金とか、現状、運用状況がどうなっているのかとか、あと、扶助費の中で、ここも認可外の対象の扶助費が 6,500 万円ぐらい。子育てのための施設等利用給付費というのが新しくできたものとありますけれども、この辺の説明もお願いします。

次に 98 ページです。ここも負担金、補助及び交付金ですがけれども、学童クラブ補助金が 2,400 万円と大幅にふえています。対象児童数の増だけなのか。それ以外の補助金ももろもろありますけれども、どういった面がふえて、どういった部分が減っているのか。そこを教えてください。

次に 102 ページです。使用料及び賃借料のところ、ここはちむぐく館のマッサージ機使用料と電位治療器使用料が計上されていますけれども、何台あって何台切りかえるのかとか、新しく入るのは何台なのか。今ある備品が、ほかにどういったものがあるのか。随時切りかえるというお話も、条例の中でもありましたので、その辺の予算は入っていないのではないと思われるわけですが、この予算の内訳について教えていただきたいと思います。以上、複数ありますけれどもよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず 1 点目、58 ページの 1 款 1 項 1 目、総務費の管理費の増については、先ほど説明しました予算の概要説明の 4 ページの 58 ページから 61 ページで説明しました 2 款 1 項 1 目、主な増の要因は、3 節、総合事務組合退職手当負担金の利率の見直しがありました。こちらのほうが 1000 分の 23 から 1000 分の 19 への率の軽減、また特別退職手当、特別負担金が減になったことから、おおむねこちらのほうで約 3,500 万円減額になっていますので、総務管理費の主な要因は、退職手当に係る負担金の減ということが主な要因となっております。

続きまして、企画費のふるさと寄附金に係るポータルサイト使用料ですが、こちらのほうはふるさと寄附を募るために、インターネットを活用して募集しております。その中ではふるさとチョイスというサイト、また楽天ふるさと納税、ふるなび、ANAふるさと納税の 4 つのサイトを活用しておりますので、そのサイトの使用料となっております。この使用料についても、ふるさと納税業務委託料等を含めて契約をしているところであります。

次に、会計年度任用職員の大きな増については、全会計含めて説明したいと思います。今年度が全て含めて 305 名となります。前年度と比べて 9 名の増となります。パートタイム、フルタイムの区分については、幼稚園、保育職はフルタイム会計年度任用職員ということで、教諭については、それ以外はパートタイム職員ということの区分をしております。

続きまして、公債費の臨時財政対策債のこちらのほうは、交付税の措置の質疑かと思いますが、こちらのほうは先ほども申したように、交付税の元利償還が基準財政需要額に算入されます。しかし、算入される計算式は実額償還ではなくて、実際の払った額ではなくて、借

り入れをするときの、国のおおむねの財政融資資金の利率があります。これを何年借り入れするということで原則ありますので、これに基づいて理論償還というのがあります。理論償還額が、基準財政需要額に算入されますので、結果的には借り入れた額の、その時点の利率、借り入れた利率に対する元利償還が交付税措置はされるということで認識しております。実額償還ではなく理論償還で、理論的には全額交付税措置はされているということとなっております。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 私のほうからは65ページの生活路線バスの件についてお答えいたします。まず、予算につきましては、例年どおり前年度の実績で計上しております。現在のバスの状況であります、南城市のほうでバス路線の再編がございまして、今年度から51番、53番が統合されまして、53番が廃止ということになっております。ただ、今やっている負担金のほうが、赤字を補?するということでの予算となっておりますので、今回の実績に応じて、今後また金額が変わってくるかと思われまじけれども、ただ、実際に赤字が現状ふえていくのか、減っていくのかというのも関係してきますので、金額については、今年度予算からは変動があると考えております。詳細につきましては、また委員会のほうで細かい説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず1点目、92ページ、18節、認可外保育園の補助でございまして、現在、認可外保育園は6園ございまして、この事業、保育園に通っている児童数に応じて、1人当たり1,500円の補助を行っているという内容でございまして、予算については対象児童の実績の減となっております。実績の数については委員会で報告したいと思っております。

次に2点目、病児保育についてでございます。病児保育の実績については、こちら、平成27年度から令和元年度現在において、利用実績の数字は隔年ずっと伸び続けております。ちなみに、令和元年度1月末現在で432名となっております、次年度もその実績に応じた予算の提案となっております。

3点目、保育士宿舎借上についてでございます。保育士宿舎借上支援事業というものは、保育園のほうアパートなど賃貸住宅を借り上げて、そこに保育士のほうを宿舎として活用するという事業に補助をする内容となっておりますが、令和2年度の対象園は4園を計上して、前年度から2園ふえたことの増額となっております。

続いて同じ96ページ、19節の子育てのための利用給付費でございますが、こちらは幼保無償化に伴って、認可外保育施設あるいは病児保育、ファミリーサポートなどを利用する保

護者に対して給付を行う内容となっております。無償化になるための給付を行う内容となっております。

続いて 98 ページ、学童クラブ補助金においては、こちら各項目がございますが、一番大きな内容としては、次年度、学童クラブの支援単位数が 3 支援ふえることとなっております。そちらが一番大きな理由となっております。また、受け入れ児童数においても、現在のところ 900 名定員となっております。こちらの細かい数字についても、委員会のほうで提供したいと思います。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 102 ページのちむぐくる館のマッサージ機使用料についてですけれども、マッサージ機を 2 台、電位治療器を 4 台、リースで設置予定です。この予算は、リース代を計上しております。今あるものは撤去する予定となっております。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 それでは 66 ページの 2 款 1 項 12 目 18 節、ふるさと博覧会実行委員会補助金…、違いますか。続けて答弁いたします。18 節のふるさと博覧会実行委員会補助金ですけれども、議員がおっしゃったとおり、ふるさと博覧会は実行委員会方式を取っていますので、今回このような形で予算になっていますので、実行委員会を開いて、祭りのあり方について、どのような形で進めていくかということを検討していきたいと思っています。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 ありがとうございます。それでは、幾つか再度確認したいと思います。まず 58 ページです。退職手当、職員手当の見直しで 3,500 万円のマイナスということは説明にも書いてあるのですが、要するに、これ以外の右の説明書き、会計年度任用職員の手当とか、もろもろの説明書き、二、三ページにわたりますけれども、61 ページまで続きますけれども、もろもろを見ると、ふえる要素はわかるけれども、何でこんなに減っているのかなということなのです。今の説明で 3,500 万円減っている。それでもとんとんですよ。単純に言うと 3,500 万円というのは、一般管理費の中でトータルで 3,500 万円減っているわけですから、説明書きだけ見ると、ふえていくのではないかと理解するわけですが、何か大きいのがあったんですかということですので、ふえるのも減るのもあるということであればそれでいいのですが、それをもう一度教えていただきたいと思います。

次に 64 ページのふるさと納税ですけれども、ポータルサイトの説明はわかりました。委

託契約はどうなったのですか。その辺を教えてください。何者ぐらいやって、やはりこれはプロポーザルがいいのかとか、去年、採点の方法がどうかとか、いろいろな指摘があったと思いますけれども、どのように実施して、どのような結果になったのかというのを教えてください。

次に 161 ページの償還の考え方ですけれども、非常に、計算が伴うので私もなかなか理解が難しいのですが、簡単に言うと、先ほど言ったように払う額が決まっているのか。それとも決まっていないのか。入り口は、先ほど言った推定でも何でも動くというのは理解しているのですが、要するに償還額が固定されていたら、その分入ってきているのは、償還年数よりももっとふえたり、そういうのがあり得ますよね。その辺はどういうバランスですかということを、町民の皆さんにもわかるようにお答えいただけたらと思います。

次に 165 ページの会計年度任用職員ですけれども、保育幼稚園、その現場以外がパートタイムということでお答えいただきましたが、条例のときにもありましたけれども、そのときに話をした、原則、現状の手取り額は下回らない。そういったことを原則的にやっていると、月額は当然同様に、さらに手当がつくわけですからふえるわけですね。それでいくと、パートタイムですから、時間が短くなる。そのように理解するわけですが、短くなるに当たっては、これ、一番大事なことは職の整理がされないといけなはずなんです。どの部署でその人がどういう仕事をしているから、どれだけの人数が必要だということ。人数的には大丈夫だと理解はしますけれども、ふえていますから。その職の整理についてしっかり分析された内容というか、見せられるものがあるのかなのかというのはわかりませんが、その職の分析、各課の業務内容にもよると思いますので、こういった形でされたのか。見せられるものがあるなら見せていただきたいと思いますので、お答えをお願いします。

次に、民生部のところでは 98 ページの、先ほどの学童のところですが、3つふえて実績数がふえたと。要するに数がふえたということで答弁があったと思いますけれども、何か新たな事業がとれたとか、サービスが、補助が、そういったものがよくなったとか、先日、議会も学童の皆さんと意見交換をさせていただいたものですから、さまざまな要望はありましたけれども、これをまとめて、行政のほうにもやる予定だと思いますので、その辺で何か変わったことがあったかどうかを補足して教えていただきたいと思います。

102 ページの健康増進室の件については、マッサージ機 2 台と電位治療器 4 台ということで、それ以外の機器とか、随時入れかえの予算は入っていないと。今あるものは、今あるように使うと。要するに無料のものと有料のものが出るわけですが、そういう考え方いいのですか。それとも全部撤去するのですか。その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず 1 点目にお答えいたします。総務管理については 3,500 万円のマイナスになっていますが、こちらのほうは、例えば職員の一般職給料、人事、前年度

と比較して異動等がありましたので、それで 200 万円とかの増減があります。それで、それぞれの中で増減があって、主な内容が退職手当負担金ということになっております。また、プロポーザルの状況については、今公募をしております、2 者が申し込んできております。プロポーザルについては、これから開催する予定となっております。

また次に、臨時財政対策債の償還についてですが、今回、臨時財政対策債の借り入れについては、こちらは 20 年借り入れとなっております。20 年を借り入れて、10 年たったら利率を見直すと。今回、20 年度の借り入れが、利率見直しがありましたので、1.4 から 0.01 と大幅に利率が下がっております。また、この借り入れは、元金均等ということで、例えば借り入れ額に対して、元金と利子を含めて同額を返すと。例えばことし 20 万円を返したら、来年も毎月 20 万円ということで、これは利子が減っていったら、元金も返す額がふえるということで、元金均等で返しています。そのために、利子が大幅に減ったことでありますので、20 年で見えた場合は、返済額は大幅に減るということになっております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 28 分）

再開（午後 1 時 29 分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 入り口も、若干国は、金利の状態で見直していますので、毎年見直すと思いますが、これは余り変わらないということです。ですから、交付税についても理論償還ということで、市場の金利も見通して、その年、その年でまた見直しがあります。例えば 10 年、今回の臨時財政対策債は、当初は何パーセントということで借り入れの利率を見ますが、今回利率見直しということで国もわかっておりますので、この市場の金利が政府資金の金利ですので、これが変わったことで、また交付税措置も、金利も下がるということになりますので、入り口も出口も同様に変化してくるという考えで理解しております。入り口も交付税措置も、また支払い額も影響するということで理解しております。

それともう 1 点、会計年度任用職員については、総務課で、各課ヒアリングを行いました。おおむね臨時職員であった方は 7 時間 45 分が 7 時間と減りますが、また 6 時間だった嘱託職員が 7 時間ということで、延長することもあるって、ヒアリングの中で、この時間の増減については、やはり幼保の現場サイドでは非常に問題があるということでフルタイム、事務の中、内部については、延長、拡大される部分もあるということで問題はないと。ただ、人数の確保については要望があったことから、各担当課の現場の要望に沿った配置となっております。

ります。また、照屋仁士議員がおっしゃるとおり、現在の金額は確保しておりまして、総人数のトータルの予算の増額は約 7,700 万円の増額となっております。以上です。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えいたします。先ほど再質疑のありました学童クラブ補助金、98 ページの件でございます。こちら、18 節で昨年度と比較、2,450 万 7,000 円が増額となっておりますが、先ほど申し上げましたとおり 3 支援の単位の増となっております。この 3 支援というのは、施設がふえたというわけではなくて、学童の施設は令和元年度、令和 2 年度、21 施設でございますが、その 1 施設において 2 支援のクラスなどを行うところがありまして、合計 24 支援となりまして、3 支援が増となる内容となっております。また、その学童などに、3 支援ふえたことによって学童クラブの補助金というのがそのまま増額となりますが、別途、各種補助金については、引き続き令和元年度の内容を令和 2 年度も実施することとなっております。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 102 ページのちむぐくる館のマッサージ機、電位治療器についてですが、使用料を取るものはマッサージ機と電位治療器の 2 つです。それ以外のものは、そのまま継続使用ですが、さらに南風原町高齢期総合保健モデル事業ということで、県からの助成で令和 2 年度に新規事業があるのですが、その予算の中で、備品購入費として、レッグプレスやエルゴメーターを追加する予定で備品購入費を計上しております。今、使用しているマッサージ機と電位治療器は撤去しますが、それ以外のものはそのまま設置予定です。以上です。

○議長 知念富信君 ほかにございますか。14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 先ほどから議論になっている会計年度任用職員の件についてお聞きしたいのですが、先ほどは保育園、幼稚園がフルタイムで残りはパートという話をしていたのですが、これまでの非常勤職員の仕事のパート、フル、どういう時間でやっていたのか。それで今度どのように変わったのかというのを、各課ごとに出してもらえませんか。要するにこの課では、非常勤、パートが、フルタイムでいたんだけど、今度はパートになったとか。質疑の意味はわかりますか。各課の要望に応じてやったということですが、非常勤はいたけれども、今度はいなくなったというのがあったりするのかどうかとか、それからフルタイムで働いていたのに、全てほかの事務は全部パートになったということですので、全部パートに変えられたとか、そういうことがあるのか。それとも、働き方は全く同じようなもののなの

か。ただ、非常勤から任用になったということだけなのか。その辺をお聞きしたいので、その点を出してもらえますか。もし今出せないなら、委員会にでも出して、後で資料をもらいたいです。その点をお願いします。

それと、民生部のほうでお聞きしたいのですが、この説明書の 8 ページの高齢期総合保健モデル事業県委託金というものの、これは新しい事業だと思うのですが、どういう事業なのか。歳出になると 9 ページになるのかな。

それともう一つは、説明書の 10 ページの予算書は 93 ページから 96 ページと書いてあるけれども、扶助費のほうで無償化による認可外保育施設等へ給付する子育てのための施設等利用給付費、この子育てのための施設利用給付費というのは、これは先ほど、1 人当たり 1,200 円云々という、あれだったのかな。これはどういうことなのか。単なる認可外に対する保護者の負担を安くするための、要するに国から来たものの給付ということなのか。それと、認可園のほうにはそれ以外にも、何か園に対するものがあると言っていましたよね。無償化のものだけではなくて、プラスのものがあると言っていたのですが、これもそういうものなのか。その点をお聞きしたいと思います。あとは所管ですのでお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは会計年度任用職員の質疑についてお答えいたします。まず、臨時職員と嘱託職員が、一つの会計年度任用職員に制度改正になります。臨時職の職員はおおむね、例えば、用務の清掃員は 4 時間、宮平保育所の代替ですね、時間で働く方がいましたが、こういった方々が 4 時間とか、時間が限られていました。それ以外の臨時職員は、産休育休代替の臨時職員でありました。それ以外は嘱託職員で 6 時間の勤務であります。ですから、会計年度任用職員へ移行になっても、あとは現場サイドはそのままのフルタイムの会計年度任用職員、それ以外は嘱託職員が、6 時間が 7 時間になりますので、形態は変わらずに時間が拡充されるというのが、ほとんどが勤務体系の変更となっております。以上です。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 予算書の歳出 82 ページの委託料、3 款 1 項の委託料、高齢期総合保健モデル事業の説明ですが、これは、県からの補助事業で、介護給付費と高齢者の医療費が上がっていくことを抑制するために、町の大きな健康課題となっている生活習慣病の重症化、肥満等によって介護に至ってしまうとか、医療費が上がってしまうということが背景にあるのですが、それを予防するために、今現在は、介護予防は地域支援事業の中で実施していますが、これは高齢者の運動機能が低下して、体力が低下するのを防ぐために、介護予防事業ということで水中運動教室や筋力アップ教室等を実施しています。あとは、

健康づくりの部門で、特定健診や長寿健診の中から肥満やメタボの方たちが、体重が大きくて生活習慣病に移行して、要介護の状態や生活習慣病になっていく状況がありますので、メタボや高血糖を対象とした人たちを、また 65 歳以上の高齢者を、運動する教室につないでいくという、介護予防と生活習慣病予防を一体的に指導して、運動教室につないでいくという事業です。その中で、流れとしては特定健診、65 歳から 74 歳の後期高齢者に行く手前的高齢者で、メタボやメタボ予備軍、高血糖の方たちに保健指導をして、そして 3 カ月間、運動教室に通って、それからまた 3 カ月、血液検査、健診の評価をして、改善していくかということの評価をいって、その運動をずっと教室終了後も続けていけるように、ちむぐくる館の健康増進室の運動器具等を使って継続していくという事業になっています。そのために、高齢期総合保健モデル事業の中で、血液検査の費用や運動教室の委託料、そしてエルゴメーターとか血圧計だとか、そういうものの備品購入費等を計上しています。以上です。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 幼保無償化制度が始まりまして、その保育料、利用料などが無償化となっておりますが、その無償化に対応する料金分を国、県、町が負担するということになっておりまして、そのうち、ご指摘のありました 96 ページ、19 節、扶助費、子育てのための施設等利用給付費は、この無償化において、認可外保育園、ファミリーサポート、病児保育、あとは幼稚園の午後の預かり保育の部分に対して、無償化の拠出をする内容となっております。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 すみません、保健福祉課長の答弁の部分、少し補足したいと思えます。事業の内容については、取り組む内容については課長の答弁のとおりでございまして、この事業は沖縄県から委託を受けてやる事業でございまして、実施主体は沖縄県と。名称は、沖縄県高齢期総合保健モデル事業というモデル事業でありまして、実施主体は県ですが、この事業を市町村に委託することができるということで、本町が委託を受けて事業をするもので、県内では本町と、それから糸満市、那覇市、読谷村と、この 4 市町村が委託を受けて実施します。内容としましては、取り組む内容は先ほどのとおりですが、他の市町村の模範となる国保、後期、介護の包括的、一体的な高齢期総合保健モデル事業を、組織横断的に実施するということになっておりまして、国保、後期、介護、連携して、高齢期におけるそういった医療費の伸び、介護費の伸び等を、適切にコントロールしていく高齢者の伸びに応じるような形での医療費、介護費の伸びを抑制していくような形の取り組みをしていく、そのモデル事業を受託したということになります。以上でございします。

○議長 知念富信君 14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 忘れないうちに今のものから。これまでも特定健診をやったりして、いろいろ指導していますよね。このことは、いろいろ連携をしたりするということですから、これまでもそういった健診をして、介護の認定というか、そうならないようにやってきたはずなんです。それを、県からモデル事業として予算がついただけなのか。特に別なことをやろうとしているのか。先ほど課長がおっしゃったものを聞くと、これまでもやってきたような事業ではないかと私は思うのですが、特段に 4 市町村が手を挙げてやったようなものが何かあるのかなと。それとも 65 歳から 74 歳まで、前期高齢者のその分についてそれをやるということなのか。要するにこれまでとってきた、皆さん方が、保健福祉課がやってきたことが違うことなのか。同じようなものではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。お伺いしたいと思います。

それから先ほどの臨時職員のあれは、要するにこれまでもパート的なものをやっていたのが、そのままパートになっていると。幼稚園、保育園以外のところは。そういうものだ。要するにこれまでフルだったのがパートになったとか、そういうことはないということですよ。これまで用務員が 4 時間とか、産休のかわりとかいろいろありましたけれども、その人たちが 6 時間だったのが 7 時間になってやっただけ。これまでと、要するにこの内容としては変わらないということで理解してよろしいですか。その点をお伺いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 全てではないですが、確実に 100%ではないですが、おおむね、原則として拡充しているということで、時間の縮小による影響はないと。議員がおっしゃるとおりの考えでよろしいかと思います。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 高齢期総合保健モデル事業についてですが、これまでも保健福祉課と国保が連携をしながらやってきた経緯はありますけれども、それが県に評価されて、国、県が予算をつけて、さらに強化していくということで実施する予定です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ある方。13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 幾つかお伺いいたします。あちこち行くかもしれませんが、申しわけありません。まず、予算書では 31 ページ、13 款 1 項 5 目、マッサージ機の件ですが、200 円で 15 分というコイン方式に、2 種類の機器をそういうふうにするという

ことで、歳入にも歳出にもあったかと思うのですが、今、大城課長からございました高齢者の介護予防、病気予防というのか、健康づくりというのか、そういったものとも絡んでいるわけですが、きのう、条例改正のときには、私は申し上げなかったのですが、町長、副町長がいらっしゃる場でないと、委員会ではおられませんので、所管ですけれども質疑をいたしますが、まず、きのう、特定のというのか、ある程度の利用者の方が長時間占有されて、ほかの方が利用したいのに利用できない例があるという理由も挙げて、コイン方式にするんだということでした。別の言い方をすれば、それもあるかもしれないけれども、利用者が多いこの2つを有料化したということでしたよね。そういうことから、故障も頻発しやすいのかなとも思いますし、それはそれでわかるわけですが、いろいろな方がいろいろな使い方をして、故障が頻発するという点はあるだろうと思うのですが、そういう背景にして有料化という進め方をされるわけですが、先ほどの大城課長の話からすれば、うんと利用してもらわなければいけないわけですね。より多くの人に利用してもらわなければいけない。私はこれによって、ある程度利用が抑制されてしまうのではないかというのを懸念するわけです。そういう点では、狙った、先ほど言った介護予防だとかそういった側面に反してしまわないのかなという気がするわけです。この点については、提案されている町長がどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから次ですけれども、予算書 52 ページ、これは学校給食費、利用料というのか、保護者の負担が、今回それぞれ幼小中の金額が書かれていましたよね。これは教育委員会ですね。それぞれここでは、上がった額を書いていると思うのですが、もとの現行の額と上がった額、その差額が今回値上げを予定しているわけだけけれども、それも教えてください。

それから2年前でしたか、手続をして、学校給食調理場運営委員会で…。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時53分）

再開（午後1時54分）

○議長 知念富信君 再開します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ということで、前回手続をしかけて上げなかったのは2年前だったかと思うのですが、今回また改めて上げるということで予算を組まれたわけです。前は、たしか10月から上げるんだったかな、はっきり覚えていませんが、あれからどのようにしてこういう結果になったのか。この手続としては、改めて運営委員会を開催したのか。このことについて伺います。

それから64ページ、先ほどのふるさと納税のプロポーザルの関係ですが、先ほど照屋仁士議員の質疑で、今2者が応募していてというお話でした。状況について報告がありました。

この点について変更された点、例えば前回の定例会でいろいろな意見が議員から出たわけですが、それを受けとめてどのような点を変更されたのか。例えば、選考委員会でしたか、最終的に点数を入れて決める委員会がありますよね。プロポーザルの選考委員だったかな。その構成がどう変わったのか。変わったのか、変わっていないのか。その点についてお聞かせください。

それから次の件ですが、教育委員会の小学校費、133 ページの需用費、光熱水費、これが前年実績による計上となっています。それから中学校費でも一緒です。これはクーラーが今回から運用されるので、変化があつてしかるべきだと思うのですが、どうしてこのような予算組みをしたのか、お聞かせいただきたいと思います。4 点、よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは1 点目のちむぐく館健康増進室のマッサージチェア、それから電位治療器の件でございますが、昨日の条例の上程でもご説明しましたとおり、この2 点については受益者負担の公平性の観点からという部分がまず一番大きな点でございます。そういった中において、マッサージ機と電位治療器以外の健康器具については、充実させていくということで、先ほど保健福祉課長から答弁もありましたように、今回は、高齢期総合保健モデル事業、このモデル事業を活用して、そこに健康器具を設置していくということになります。この健康増進室は、そういった意味で町民の健康づくりの場ともなりますし、多くの方に活用していただきたい。ただ、議員がおっしゃっていた矛盾するのではないかとこの部分では、我々が健康増進室を活用してやるこういった介護予防事業や後期高齢者の健康づくり等の事業においては、マッサージチェア、それから電位治療器を使う予定はありません。こういった事業においては、その他の健康器具を使った事業とか、あるいは体操系の部分とか、そういった事業でございますので、そういった事業に取り組んで健康づくりを推進していく。ただやはり、マッサージ機を使いたい方、あるいはそういった電位治療器を使いたい方が町内にはいらっしゃると思いますので、そういう方々はそういう形で使ってくださいと。しかし、その増進室については、他の健康器具を活用して、我々はしっかり、また町の事業として行う事業を充実させていきたいという考えでございます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは給食の部分についてお答えします。給食費の値上げにつきましては、現行、幼稚園が月額で 3,000 円から 3,200 円、200 円の値上げです。小学校のほうを 3,800 円から 4,500 円、700 円の値上げとなっています。中学校のほうを 4,300 円から 5,000 円、700 円の値上げで予定しております。先ほど、質疑の流れで、まず、運営委員会については、再度招集して議論をしていただきました。前回、運営委員会でやったもの

の値上げについては、消費税が改定されるということもあって、物価の動向等がどうなるのかということ、一旦こちらのほうで十分検討、把握した上で、値上げに行きたいということで、一旦値上げについてはやっております。今回、令和元年7月18日等に運営委員会を開催して、さらに9月にも運営委員会を開催して、この改定について検討しております。全体的な消費税については、直接給食費のほうに、値上げの直接転嫁はされないと。8%のままであるということではあったのですが、実際の物価の上昇とか、そういったものを検討した結果、価格等が値上がりしているということと、それから、長年の価格の据え置きによって、食材をいろいろ工夫して、調理内容を工夫して運営するには非常に厳しい価格になっているということで答申をいただきまして、定例教育委員会のほうにもそれを審議していただいて、了解をいただいて値上げという形をとらせていただいております。失礼しました。答弁漏れがございました。光熱水費については、空調の設置もございますが、予算の構成上、一旦前年度の実績、直近の実績でもって計上して、その上昇分については再度補正等で行っていくというこのルールで計上させていただいております。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 ご質疑のあったプロポーザル選定委員会の、前回と今回の内容、変更は、委員のほうで、前は内部が5人、外部が2人でしたが、今回は内部が2人、外部が5人となっています。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございます。マッサージ機については受益者負担であるという原則を、この2つについては適用したということと、それからそもそもこの2つの種類の機器は、政策として掲げて、今先ほどの宮城寛諄議員に説明された大城課長がおっしゃった、健康づくりのこととは関係ない機械だということでありました。そうすると、この2つの機械は、きのうの条例の狙いとも重なるんだけど、受益者負担という言葉は、この2つの機械にだけ適用したという考え方でいいのかどうか。そのあたりをどう整理しているのか、お聞かせください。

それから、学校給食費については、運営委員会も、それから教育委員会も改めて話し合っ
て決めたということで理解しました。わかりました。それから、その説明であった8%は8%のままだという部分があったかと思いますが、この点がちょっとよく意味がわからないので、そこについては教えてください。これは所管が違いますので、所管のほうで後はお願いしたいと思います。

それからプロポーザルについては、委員の構成内容を変えたということで了解いたしました。ほかに改善点というか、何かこの仕組みの中で変更点があったのかについて、お聞か

してください。

それから維持費、この件については了解いたしました。わかりました。以上3点、もう1回お願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員がおっしゃっていたそのとおりのご理解でよろしいです。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時05分）

再開（午後2時05分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 昨日も申し上げましたように、この2件につきましては、毎月のリース料が発生しておりますので、そういった部分からこの2種類については、受益者の負担の公平性ということで、我々は使用料を徴収するという考えに至っております。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほどの8%の部分ですけれども、今回消費税が10%に改定されるに当たって、令和元年10月以降の食材価格への消費税の転嫁については、直接的に学校教育課、学校給食センターが購入する食材については、軽減税率が適用されると。軽減税率が適用されて、8%のままであるということが、我々は国税の通知で確認しているのですが、しかし、市場の中での物価については、その部分の影響が、実際出ているということでのお話です。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 今回のプロポーザルの仕様書の変更につきましては、前回質疑等があって、協力事業者等との連携がうまくいっていないという指摘がありましたので、今回、仕様書の中で、そういった疑義があった場合、受託者に対して業務の履行状況、その他必要な事項について報告を求め、または検査を行うことができるということで、連携を密にして、町と協力事業者、受託者、そういった部分で連携して、こういった部分につい

てを、履行の部分で検査を行うということにしています。以上が変更点です。

○議長 知念富信君 13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 ありがとうございます。まず、今の企画財政課長、仕様書の中で変更があったということでした。今、ちょうどこれからプロポーザルの説明を受けるという、募集をしているという段階でしたね。募集がまだ終わっていない、締め切っていない。その経過もね。そして、内容に介入するわけにはいきませんので、今答弁されたものなど、示せるものであれば、委員会で示していただきたいと思います。今、口頭でご報告をいただきましたけれども、もし、資料で提供できるものであれば、ご提供願いたいと思います。それができるかどうかです。

そして、給食費はわかりました。軽減税率の適用だということですよ。市場価格の動向だということでしたから、その資料を、いわば委員会だとか教育委員会に出された資料があると思いますので、それは是非委員会にご提供をお願いします。額がこうなっているんだという説明、あるいは何年間、変えていないとか、いろいろ出されていますよね。それを委員会にも出していただきたいということです。

それからマッサージ機の件は、リースだから利用者負担、一部負担という理屈に聞こえたんだが、そういうことですか。これは議場全体で聞いていますので、リースの品物は、例えば役場が使っているコピー機など、あれもリースだと思うんだけど、それもちろん我々が、一般町民が使うものではないから、庁用備品というのかな、よくわからないけど、そういったものですから、そういうことはないんだけど、町民が使うもので、かつリースであれば、これは一部個人負担になるという、こういう理解でよろしいですか。この辺をお答えください。後は結構です。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 全てがそのような対象になるとは思っておりません。ただ、この健康増進室の利用に関しましては、きのう申し上げましたように、リース料もそうですが、この2種については故障も多いと。そして高価なもので、買いかえもこれまで何度かしてきました。そういった部分においては、やはり町民の方どなたでもご利用になれるのですが、やはりある程度限られた方々の利用という部分にもなっていると思いますので、そういった部分からも、やはり受益者の負担の公平性という部分で、この2つについては使用料をいただくとしています。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 ふるさと納税業務委託のプロポーザルの仕様書につきましては、委員会のほうで提供いたします。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後２時 11 分）

再開（午後２時 12 分）

○議長 知念富信君 再開します。12 番 赤嶺奈津江議員。

○12 番 赤嶺奈津江さん すみません、民生のほうで確認したものがあるので、88 ページの 19 節、扶助費です。医療費等です。14 項目あると思うのですが、そちらのほうで、扶助費が上がっているということで対象者がふえているという説明もありましたので、各項目、何名を想定してやっているのかを、委員会にでも出していただきたいと思います。

次に 97 ページの 3 款 2 目 14 節、クーラーの取りかえ工事というところがあるのですが、多分児童館だと思うのですが、どちらの児童館を工事予定なのかということも教えてくださいたいと思います。お願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 3 款 1 項 3 目、心身障害者福祉費の扶助費、項目が多くございます。前年度対比の対象者数と、資料を委員会のほうで提出いたします。

それからクーラーの設置工事に関しては、津嘉山児童館になります。以上でございます。

○議長 知念富信君 12 番 赤嶺奈津江議員。

○12 番 赤嶺奈津江さん 扶助費のほうが全体的にふえているということで、民生部のほうでは予算のほうはかなり大きくなっているのです、そちらの項目をお願いしたいと思います。

あと、クーラーの取りかえは津嘉山児童館ということでしたけれども、それ以外の工事、希望する児童館がなかったのかどうか、確認したいと思います。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えいたします。クーラー工事は津嘉山のみとなっております。ほかにはないです。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時15分）

再開（午後2時25分）

○議長 知念富信君 再開します。10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 128ページから132ページのところで、高木の伐採委託料というものの、場所がどこでお幾らなのか。

あと、説明書の15ページの一番上のほうで、学校ICT推進事業として、デジタル教科書購入の件ですけれども、これはこういった形でやるのか、詳しく教えていただきたいと思います。

あと、要保護準要保護の規則の改定とありますが、どのように変わるのか。できましたら委員会のほうで規則の改定された部分を、資料として提供していただければと思います。以上、お願いいたします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時27分）

再開（午後2時27分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん それではお答えいたします。まず、高木伐採についてですが、現在、寿スイミングスクールがございます。そちらの学童とかが入っている裏…、すみません、上のほうの北丘小学校です。その境目の北丘小学校側です。北丘小学校側の高木の伐採になっております。こちらについては、後ほど委員会で資料を出したいと思います。

デジタル教科書についてですが、実際、小学校が令和2年度から教科書改訂に伴って、教科書に変更がございます。その教科書のデジタル化されたものを納品して、授業で使うような形をとりますので、内容的には、実際変わる教科書と同じ内容になっております。それがデジタル化されているもので、電子黒板とか、その辺で視覚的に使用していけるものになっております。

要保護準要保護に関する改訂の資料につきましては、委員会のほうに提出したいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 10 番 浦崎みゆき議員。

○10 番 浦崎みゆきさん デジタル教科書についてですけども、これは電子黒板を利用したものだけと考えてよろしいのですか。私のイメージ的に、パソコンみたいな、そういったタブレット形式だったのかなと思ったものですから。電子黒板と理解してよろしいですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 現状は、学校のほうは電子黒板を活用してデジタル教科書を利用しております。ただ、タブレット等でも利用は可能となっております。

○議長 知念富信君 10 番 浦崎みゆき議員。

○10 番 浦崎みゆきさん では、タブレット等は現在どれぐらい、例えば学年にどれぐらいあるのかとか、すみません、よくわからないものですから、教えていただければと思います。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。現在、タブレットが入っているのは、特別支援クラスに全クラス導入されております。さらに小学校のほうに、生徒 20 名分が 1 セットとして導入されております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 これをもって歳出予算と給与費明細書、その他の部分の質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 19 号 令和 2 年度南風原町一般会計予算については、総務民生常任委員会に付託いたします。なお、総務民生常任委員会と経済教育常任委員会におかれましては、各所管に属する歳入歳出予算の事務事項について審査を行い、3 月 13 日金曜日、午前 10 時から連合審査会を予定しておりますので、同連合審査会に審査報告書を提出していただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後 2 時 32 分）